

平成27年度に介護保険制度が変わります

生活支援サービスの充実

予防給付のうち、
地域支援事業へ
移行するもの

- ▶ 訪問介護
(ホームヘルプ)
- ▶ 通所介護
(デイサービス)

利用者は現行の専門的なサービスも利用可能

市は介護事業所によるサービスだけでなく、地域の実情に応じた取り組みを実施し、多様な担い手によるサービスを総合的に提供する体制を整備

NPO、民間事業者等による掃除・洗濯などの生活支援サービス

住民ボランティアによるごみ出しなどの生活支援サービス

コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場など



地域で取り組むふれあいいきいきサロン



高齢者のための元気アップ教室

特別養護老人ホームの重点化

特別養護老人ホーム
への入所対象者

原則、要介護3以上

認知症で在宅生活が困難な場合などは要介護1・2でも特例的に入所が可能

県内ではこれまでも入所の必要性がより高い人を優先

実質的に大きな影響はなし

費用負担の公平化

持続可能な介護保険制度の確立を図る観点から、保険料や利用料の負担を変更

低所得者に対する保険料の軽減を拡充

一定以上の所得のある人に限り、平成27年8月から、利用料の自己負担を1割から2割に引き上げ

▶▶▶ 介護保険制度に関する問い合わせは介護保険課 ☎229-3149 FAX229-3334へ